

地上デジタル放送移行対策の現状

～平成 23 (2011) 年 7 月 24 日完全デジタル化に向けて～

総務委員会調査室 荒井 透雅 (あらい ゆきまさ)

地上テレビ放送が、現行のアナログ放送を停波し、デジタル放送に完全移行する平成 23(2011)年 7 月 24 日まで、残すところ 500 日余りとなった。しかし、平成 21 年 9 月の調査では、地上デジタル放送対応受信機器の世帯普及率は 69.5%¹、まだ 3 割の家庭が受信機の買換え等を行っていない。また、共聴施設のデジタル化改修等も進んでいるとはいえない。その中で総務省は、平成 22 年度の地上デジタル放送の完全移行に向けた総合対策として約 870 億円の所要額を計上し²、円滑な移行に向けての対策を推進するとしている。本稿は、地上デジタル放送移行に向けた現状と対策を紹介するものである。

1. 放送デジタル化の意義

平成 13 年の電波法改正でアナログ放送の周波数の使用期限について 10 年を超えない範囲内で定めることとされ、これを受け改正された関係政省令等において、アナログ放送の周波数の使用期限が平成 23 年 7 月 24 日とされた。これにより、我が国の地上放送デジタル化が法的に決定され、平成 23 年 7 月 24 日までにアナログ放送は停波され、各家庭で地上デジタル放送対応テレビへの買換え、あるいはチューナーの接続等の対応を行わないと地上テレビの視聴ができなくなることとなった。この買換え等の費用は原則として視聴者の負担とされており、地上放送のデジタル化は国民に一定の負担を強いることになる。

このように国民に負担を強いてまで行う放送デジタル化の意義・メリットをま

図表 1 放送デジタル化のメリット

放送局等のメリット	<p>新たなサービス提供によるビジネスチャンスの拡大 制作の多様化、効率化 映像・音声のデジタル化でコンピュータグラフィック等の活用が容易に 番組の再利用が容易 デジタル技術で作成された番組はダビングや保存が容易で DVD 等での再利用に便利</p>
視聴者等のメリット	<p>映像、音声の高品質化 多チャンネル化 従来と同品質の番組（ハイビジョン規格でない）なら 1 つのチャンネルで 3 チャンネル分の番組送信が可能 番組と連動したデータ放送の充実 例えば、料理番組に併せてのレシピ放送、旅番組に併せて旅館などの詳細な情報を放送 高齢者や障害者にやさしい放送の実現 字幕放送の拡充、画面との違和感なく音声速度を遅くすることなどが可能 携帯向け放送のワンセグ放送の実現 移動しながらの視聴が安定 双方向テレビが実現 通信回線とテレビの接続により、例えば茶の間からのクイズ番組への参加、テレビショッピングの商品をその場で申込みが可能 家庭における情報基盤の整備 通信回線との接続でテレビがインターネット端末となる</p>
その他のメリット	<p>周波数資源の創出 デジタル化の最大の眼目、デジタル化で電波の効率利用を図り、放送に使用している電波を圧縮し、携帯電話等の急速な普及のため逼迫している周波数資源を創出する。放送デジタル化によって創出される周波数資源は携帯電話等の電波需要に再配分される 経済効果 試算では、関連の産業への波及効果等まで含め 20 年間で約 249 兆円の経済効果（「地上デジタル放送への移行に伴う経済効果等に関する研究会報告」平成 21 年 5 月 総務省）</p>

(出所)総務省資料から作成

とめるとおおむね図表1のとおりとなろう。このうち、最も重要と考えられるのは、「周波数資源の創出」であろう。

電波は、同じ周波数を使用すると互いに干渉する特性がある。また、国際条約や周波数の違いによる電波の性質・技術によってその用途が限定される。このため電波は有限・希少な資源といわれている。しかし、いつでも、どこでも、様々なものとの間で情報のやり取りが可能となるユビキタス社会の実現のためには、携帯電話に代表される無線（ワイヤレス）の情報端末が必須であり、近年、電波の利用は爆発的に増大している。これらの電波需要に対応するため、電波をより効率的に使用することが求められてきている。放送のデジタル化は、新しい技術の使用により、テレビで使用している周波数帯の幅を縮小するという、電波の有効利用に資するものであり、それにより新たな周波数資源を創出するものである。創出された周波数資源（アナログ放送の「跡地」）は、①移動体向けマルチメディア放送³、②警察・消防・防災無線等の自営通信、③携帯電話等の電気通信、④高度道路交通システム（ITS）⁴への使用が予定されている⁵。

デジタル化の理由として、よく高画質・高音質やデータ放送等の視聴者のメリットが挙げられるが、テレビは今ままで十分だから、デジタル化の必要はないとの意見もあろう。政府は、高画質などの放送高度化よりも、新たな産業の創出や防災無線の高度化等国民の利便性や安心・安全の向上、産業の活性化に資するというデジタル化の意義を一層説明する必要がある。我が国の将来のため、今、国民に負担を求めているということを理解してもらい、協力を求める努力を一層進めるべきではないだろうか。

2. 周知・広報と受信相談

総務省の調査によると、平成21年9月現在でアナログ放送終了の認知度は98.0%に達し、平成23年7月という終了時期の認知度も89.6%まで上昇している。今後は、単にデジタル化についての認知を高めるだけではなく、国民・視聴者の理解と協力を得て、テレビの買換え等の必要な行動をいかに喚起するかが重要となってくる。

放送事業者等からなる全国地上デジタル放送推進協議会が取りまとめた「アナログ放送終了計画（改定版）」（平成21年4月）では、周知の徹底のため、現在、アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを常時表示し、一部の時間帯ではレターボックス（従来のテレビ（横縦比4:3）に横長画面（同16:9）を表示する際に黒く切られる上下の部分）に、アナログ放送の告知スーパーを挿入し注意喚起を行っているが、アナログ停波の半年前（平成23年1月）を目途に告知スーパーを常時表示する予定としている。

また、総務省は、相談窓口として「総務省地デジコールセンター」の設置のほか、地域に密着した受信状況の調査、相談対応、支援

図表2 レターボックスでの告知スーパーの表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

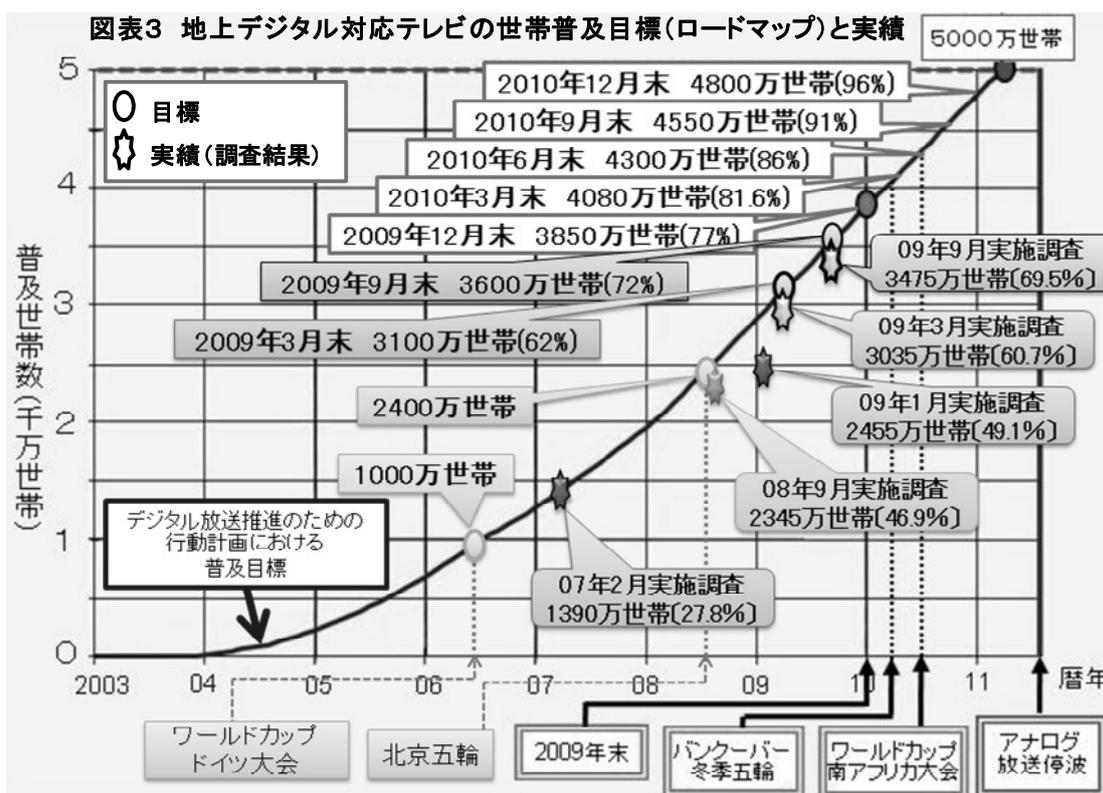
（出所）『アナログ終了計画（改定版）』平成21年4月（全国地上デジタル放送推進協議会）

等を行うために「総務省テレビ受信者支援センター」（デジサポ）を全国 52 か所に設置している。デジサポは放送局、メーカー等により構成された社団法人デジタル放送推進協会（愛称：D p a）が実施団体となり、全国で説明会を開催するほか、高齢者宅等への戸別訪問、共聴施設のデジタル化推進のための働きかけや調査・相談等を行っている。

3. 受信側の課題

(1) 受信機器の普及

地上デジタル放送の普及に関しては、総務省、放送事業者、家電メーカー、地方公共団体、消費者団体等の関係者からなる地上デジタル推進全国会議が「デジタル放送推進のための行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき活動をしており、現行の行動計画は平成 21 年 12 月に定められた第 10 次行動計画となる。行動計画では、地上デジタル放送受信機器の普及目標を掲げており、第 9 次行動計画では 2009 年 9 月末の普及目標は世帯普及率 72%（3,600 万世帯）としていた。しかし、調査の結果、実際の世帯普及率は 69.5%（約 3,475 万世帯）にとどまっており、各世帯における受信機器の普及が、地上放送デジタル化の最大の課題となっている。以下、受信機器の普及に向けての政府の取組の一端を紹介する。



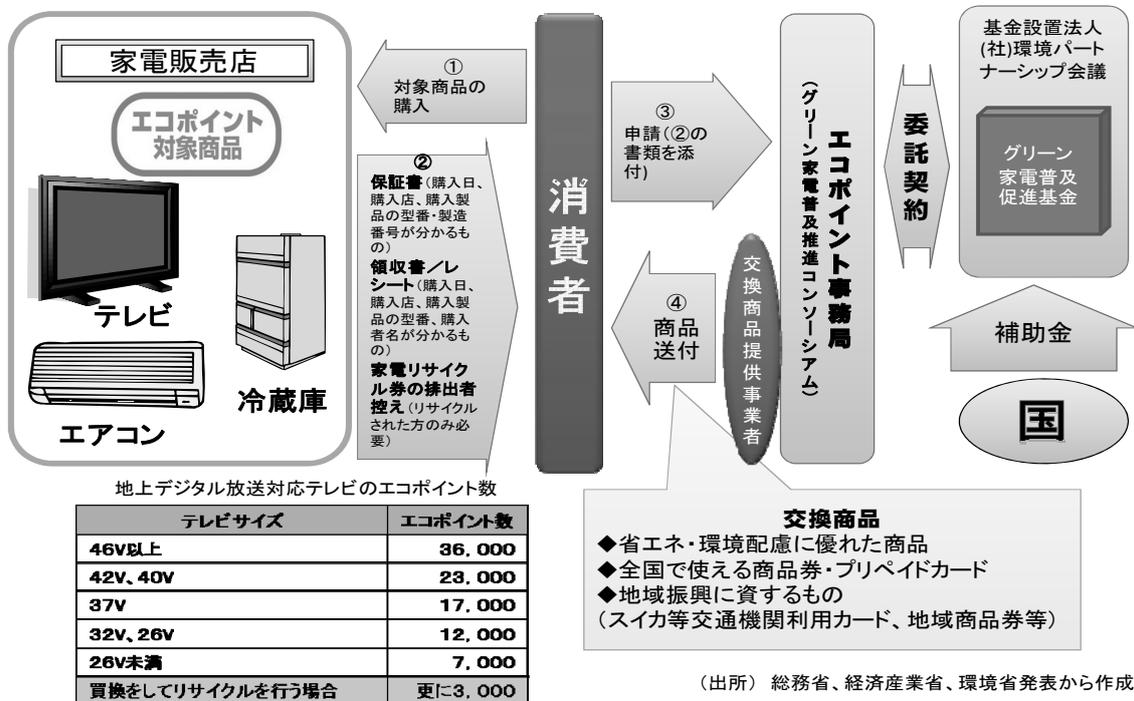
(出所)「デジタル放送推進のための行動計画」及び総務省資料から作成

ア エコポイントを活用した地上デジタル対応テレビの普及促進

平成 21 年 4 月 10 日に政府が発表した「経済危機対策」において、省エネ機器の普及促進を図るため、エコポイントを活用したグリーン家電（テレビ・エアコン・冷蔵

庫)普及促進事業の実施が盛り込まれた。グリーン家電普及促進事業は、省エネ性能の高い(省エネラベル4つ星(★)相当以上)のエアコン、冷蔵庫、テレビの購入者に対し、一定のエコポイントが付与され、付与されたポイントは様々な商品等と交換できる仕組みである。ポイントは、エアコン、冷蔵庫は、グリーン家電普及の観点から購入金額の5%程度が付与されるのに対し、デジタル対応テレビは、地上デジタル対策の観点から、更に5%程度上乗せされ10%程度のポイントが付与される(実際にはテレビのサイズに応じて一定のポイントが付与される。)。また、買換えをしてリサイクルを行う場合はリサイクル料金相当分(テレビの場合は3,000ポイント)が付与される。交換できる商品は①省エネ・環境配慮に優れた商品、②全国で使える商品券・プリペイドカード、③地域振興に資するものとされており、交通機関利用カード、地域型商品券や地域産品等が選定されている。また、購入時に購入した店舗で地デジアンテナ工事費用の全部または一部にポイントを充当することも可能である。本事業は、平成22年3月末までの購入商品が対象であったが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、平成22年12月末まで9か月間、事業を延長するとされ、そのための予算が平成21年度第二次補正予算に計上された。しかし延長に併せ、対象テレビの省エネ性能基準を引き上げ、より省エネ効果の高い製品への限定などが行われることになり、エコポイントの対象機種が大幅に減少されることになった。

図表4 エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の概要



イ 経済的困窮者への受信機器購入等支援

デジタル対応受信機器の購入は視聴者の自己負担が原則であるが、平成19年8月に発表された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けた行政の果たすべき役

割 第4次中間答申」(総務省情報通信審議会)において、経済的な理由によりテレビを視聴できなくなることが見込まれる世帯に対する何らかの支援が必要とされた。その後、政府における検討の結果、平成21～23年度に、「NHK受信料全額免除世帯」に対して、電波利用料⁶を財源に、実施経費総額約600億円をもって、受信機器(簡易チューナー等)等無償給付支援が実施されることとなり、第171回国会(平成21年常会)において必要な法改正(電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成21年法律第22号))が行われた。

本支援制度は、既に地上テレビ放送の視聴をしていることが前提のため、支援対象は、テレビを設置し、放送法第32条に基づきNHKと受信契約を締結している「NHK受信料全額免除世帯」とされた。具体的にはNHKと受信契約(受信料全額免除)を締結している①公的扶助受給世帯(約120万世帯)、②市町村民税非課税の障害者世帯(約120万世帯)、③社会福祉事業施設入所者(約20万世帯)の最大260万世帯で、支援は、対象者からの申請に基づいて行われる。支援の内容は、地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備で、具体的には、地上デジタル放送視聴のための最小限の機能を有する簡易なチューナーの無償給付を行うほか、戸建て住宅でアンテナ等の改修が必要な世帯は、室内アンテナの無償給付またはアンテナ等の無償改修を行う。チューナーの給付に当たっては、支援を行う全世帯へ訪問設置・操作説明を行っている。また、共同受信施設を利用している場合は、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付するとしている。これらの支援は、民間の支援実施団体(株式会社エヌ・ティ・ティエムイー(NTT-ME))により行われる。

なお、衆参両院の総務委員会は、法改正の審議に際し、施策の不知による申請漏れがないよう周知徹底を図ること等を求める附帯決議を行ったが、実際に平成21年度の申請締切りであった平成21年12月28日までの申請が初年度に予定した60万件に対し約50万件にとどまり、申請期限は平成22年2月26日まで延長された。厳しい経済情勢の下、対象世帯拡大が予想される中、施策の周知徹底、確実な実施が一層求められよう。

(2) 共聴施設の対応促進

複数の世帯が共同受信施設を利用してテレビを視聴している共聴施設もデジタル化に対応した改修を行う必要がある。共聴施設には①山間部等の難視聴解消に対処するために設置されている辺地共聴施設(約2万施設[約140万世帯])、②マンション等の集合住宅共聴施設(約210万棟[約1,900万世帯])、③ビル陰等による電波障害に対処するために設置されている受信障害対策共聴施設(約5万施設[約600万世帯])の3種類があり(数値はいずれも「行動計画」による。)、その改修費用の負担方法などが課題となっている。

ア 辺地共聴施設

辺地共聴施設には、NHKが設置するNHK共聴(約8,200施設)と視聴者等で構成される共聴組合などが設置する自主共聴(約1万1,800施設)があり、NHK共聴

はNHKが改修に取り組んでいるが、自主共聴については、それぞれ独自の改修を行う必要がある。総務省のまとめによると平成21年9月末現在、自主共聴施設で既にデジタル化対応済み施設は34.9%であり、ほぼ全施設が平成23年度までのデジタル化対応を予定若しくは検討しており、対応が未定等の施設は131施設(1.1%)となっている。行動計画では当面の目標として平成22年3月時点でNHK共聴、自主共聴を併せて12,800施設のデジタル化対応完了(約64%)を掲げている。

総務省は、自主共聴施設のデジタル化改修に対して補助制度を設けており、その内容や対象についても年々拡充がなされてきている。平成21年度においては、従来1/2であった補助率について、デジタル化により新たに難視聴となった地域に共聴施設を新設する場合の補助率を2/3に引き上げた。また、平成21年度第一次補正予算では、デジタル化に伴い受信点を移設する必要がある有線共聴施設については、その伝送路整備費(1kmを超える部分)を全額補助する拡充が盛り込まれた。平成22年度予算案では、共聴施設をケーブルテレビに移行する場合の費用が補助対象(補助率1/2)に加わった。なお、NHKは、NHKの地上放送を受信できない地域等の一定の条件を満たす自主共聴施設への独自助成を平成21年度から実施している。

イ 集合住宅共聴施設

マンション等の集合住宅共聴施設のデジタル化対応率は、平成21年9月末で約66.4%と推定されている⁷。デジタル化対応は施設管理者が実施することになるが、平成21年度第一次補正予算で、小規模や老朽化した集合住宅共聴施設で、1世帯当たりの負担額が35,000円を超える施設のデジタル化対応(改修やケーブルテレビ移行の場合のケーブル敷設)費用について、最大1/2を補助する対策が盛り込まれた。

地上デジタル放送にはUHFアンテナが必要だが、VHFアンテナのみでアナログ放送を受信していたケースが多い首都圏などにおいて、今後、施設管理者への働きかけなど重点的な取組を行うことが求められている。

ウ 受信障害対策共聴施設

総務省によれば平成21年9月末現在、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応率は約18.7%でしかなく、デジタル化対応の遅れが目立っている。

受信障害対策共聴施設は、ビル陰等による電波障害に対処するためにビル所有者等の受信障害を引き起こしている原因者による負担を原則として設置されてきた。今回のデジタル化対応の費用負担については、平成18年の総務省の通達により、受信障害の原因物所有者と受信者が協議し、応分に負担することとされ、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされる経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担することとされた。しかし、デジタル化により受信障害が解消されるため施設が不要となる場合があること、デジタル化に伴う受信障害の原因物(建物)の特定が困難なこと、受信者と所有者との協議の難航などから対応が進まない例が見られる。

これらの対策として総務省は、平成21年度からは1世帯当たりの負担額が35,000円を超え、受信者の負担が著しく過重となる施設について、改修費用の一部を国が補助するとともに、住民からの要望に基づき受信調査を行う支援措置を実施している。

また、平成 21 年度第一次補正予算では、デジタル化により新たに受信障害が生じる場合の共聴施設の新設に要する費用の補助（補助率 2/3）、共聴施設をケーブルテレビに移行する場合に新たに敷設する幹線等に対する補助（同 1/2）、共聴施設の改修等の対応方策の決定や費用負担に関して、第三者による相談対応やあっせん・調停等を行う紛争処理体制の整備等の経費が盛り込まれた。また、平成 22 年 2 月からは世帯当たりの負担額が 35,000 円以下となる場合も助成対象に加わった。

総務省は、平成 21 年 9 月に「共聴施設デジタル化緊急対策」を、同年 12 月には「共聴施設デジタル化緊急対策（第 2 次）」を取りまとめ公表した。同対策には、地域の関係者が実情に応じた取組を進める地域スクラム活動の展開、受信状況についての簡易連続調査「ぱぱっと調査」の結果をウェブで公表するなど、周知、調査、相談等の取組が盛り込まれている。

図表 5 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設	ケーブルテレビ
世帯数(施設数)	2,000万世帯程度	約1,900万世帯 (約210万棟)	約600万世帯 (約5万施設)	約140万世帯 (約2万施設)	約2,250万世帯
施設のデジタル化等	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)等が必要な場合があり、改修の際には、改修工事のほか、各共聴施設ごとに下欄のような対応等が必要になる。また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。 分譲集合住宅の場合には、住民管理組合等においてデジタル化改修等の合意が必要。	デジタル化対応方法の決定(改修、個別受信等の選択)が必要。受信障害の原因物所有者と住民との改修等費用の負担調整が必要。	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBLレンタル等)が必要な場合がある。なお、加入しているケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を導入する場合には当面、対応不要。
周知・働きかけ	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpaのパンフレット、地方公共団体の広報誌、Dpaの「地デジキャラバン」等を通じて周知。				
		国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。デジサポによる集合住宅管理会社等への働きかけ。	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。デジサポによる施設管理者への働きかけ。デジサポが法律専門家による相談・調停の紛争処理体制を整備。	NHK共聴は、NHKが地元共聴組合に対し周知。自主共聴は、国が地方公共団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	ケーブルテレビ事業者が加入者等に対し周知。
費用負担の基本的考え方	自己負担。	集合住宅の建物内改修は所有者負担。デジタル化対応(改修やケーブルテレビへの移行)費用の負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。(デジサポによる助成金制度)	受信障害が解消した場合は、左記「戸建て住宅」又は「集合住宅」と同じ。受信障害が解消されない場合の共聴施設改修の費用負担は、原因物所有者と視聴者の間で協議(その際の基本的考え方を総務省が提示(2006年11月))。デジタル化対応(改修やケーブルテレビへの移行)費用の負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。(デジサポによる助成金制度)	NHK共聴は、NHKと視聴者等で費用負担。自主共聴は、施設の設置管理者(自治体又は共聴組合)負担。視聴者負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。NHKが難視であるなどの要件を満たせば、NHKが経費の一部を助成。	加入料・利用料等として視聴者が負担。一定の要件を満たすケーブル施設等について、ケーブルテレビ事業者に対して国が補助。
目標		2010年3月時点: 対応率85% 2011年3月時点: 対応率95%	2010年3月時点: 対応率50% 2011年3月時点: 対応率90%	2010年3月時点: 対応率64% 2011年3月までに、ほぼ全施設の対応完了	

(注1) 各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。

(注2) 都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。

(注3) 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。

(出所)『デジタル放送推進のための行動計画(第10次)』2009年12月1日(地上デジタル推進全国会議)

共聴施設のデジタル化については、法令上の届出義務等がない小規模な共聴施設などの実態把握も十分とはいえない中、関係者の合意形成などの改修手続等に時間を要する場合が多く、平成 23 年 7 月までのデジタル化完全移行に向けて取組を加速することが求められている。

4. 送信側の課題

(1) 中継局整備の現状

中継局の整備は、原則放送局の自助努力で行われているが、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法⁸（平成 11 年法律第 63 号）等により、税制、金融上の措置が講じられているほか、自力建設が困難な中継局について、国庫補助制度（補助率 1/2）が整備されている。また、平成 21 年度第一次補正予算から、アナログ放送中継局のデジタル化改修整備に加え、デジタル化により新たに難視聴となった地域やアナログ放送中継局整備もなされていない地域（アナログ難視聴地域）に後発テレビ局により新設されるデジタル中継局も補助対象とされた。

平成 21 年 12 月末で、全世帯に対する地上デジタル放送のカバー率はNHKで 98%に達するとされており、「行動計画」によると、残る世帯の多くは辺地共聴施設等によりカバーされることになっているとしている。なお、全国地上デジタル放送推進協議会は、「中継局ロードマップ」として中継局の整備計画を取りまとめ公表しており、ロードマップは随時見直しが行われている。

(2) 新たな難視聴対策

総務省などの推定では、アナログ放送の受信可能世帯のうち、電波の特性の違い等によりデジタル放送の受信が困難等になる世帯が全国で最大 35 万世帯発生するとされている。総務省はこれらデジタル難視地区について、新たな中継局の整備、共聴施設の新設、ケーブルテレビへの移行、高性能等アンテナの設置等の対策の手法、その実施時期、実施主体等をまとめた「地上デジタル放送難視地区対策計画」を平成 21 年 8 月に公表した。この計画は平成 22 年 1 月に第 2 版が公表され、今後も、定期的に更新される。

また、難視聴解消は中継局の整備等送信側の整備を中心に検討されているが、受信者側における対策が現実的な場合もあり、平成 22 年度予算案では、ケーブルテレビへの移行、高性能等アンテナ設置の受信者側対策を行う場合の補助制度が盛り込まれている。

なお、行動計画では、対策手法として活用が望まれる光ファイバを利用して各家庭に放送番組を伝送する IP 再送信について、条件不利地域においてサービスが提供されていないとして、条件不利地域への提供を前提とし、サービスの実施事業者（電気通信役務利用放送事業者）において提供エリアの拡大やロードマップの早期提供に取り組むこととしている。

(3) 衛星利用による暫定的な難視聴対策

上記の取組等によっても平成 23 年 7 月 24 日までに地上系の放送基盤によりデジタルテ

レブ放送が視聴できない世帯に対して放送衛星（BS）を使って地上デジタル放送を送信する「暫定的難視聴対策事業」が実施される。

放送されるチャンネルは東京地区で放送されているNHK東京デジタル（総合・教育）、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7チャンネルで、スクランブルを施して同時再送信される。利用対象者は、デジタル放送難視聴地区等として「地デジ難視聴対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」に設定された地区内の世帯等で、対象者には、チューナー1台（受信機3台までスクランブル解除可能）の貸与及びアンテナ工事等が全額国庫負担で行われる。また、同時再送信の期間は平成22年3月から27年3月までであり、それまでの間に放送局等は恒久的な難視聴対策を講じることになる。

「暫定的難視聴対策事業」で放送される番組は東京の番組であり、それぞれの地域における身近な生活情報や気象・災害情報、政見放送等を対象世帯にどのように提供するかなどの課題も指摘されている⁹。

（4）ケーブルテレビのデジアナ変換

平成21年5月に情報通信審議会が出した「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第6次中間答申」では、アナログ受信機器を継続使用したいという視聴者の要望にこたえとともに、2台目以降の買換え等に要する視聴者負担及び受信機器の廃棄・リサイクルの平準化等に資するため、ケーブルテレビにおけるデジアナ変換を緊急避難的な措置として暫定的に実施することを適当とした。

デジアナ変換とは、地上波のデジタル放送をケーブルテレビ会社においてアナログに変換して各世帯に送信することで、各家庭ではアナログテレビで引き続き視聴が可能となり、簡易チューナー取付けに対する代替的な選択肢となる。しかし、ケーブルテレビ事業者にとってデジアナ変換を実施することは、設備の保守管理の負担のほか、デジアナ変換された放送の伝送に帯域を占有されるため、本来可能な多チャンネル化やハイビジョン化が難しくなる等の問題が生じる。このためデジアナ変換はあくまで緊急避難的な暫定措置と位置づけられており、「行動計画」においても「衛星利用による暫定的な難視聴対策の運用期間の終了と同時期（2015年3月末）に終了することを目安として調整を行う。」とされている。なお、加入者の合意が得られずにデジタル化対応が間に合わない共聴施設の加入者に対してデジアナ変換で放送を実施するケーブルテレビ事業者に対する補助制度が平成22年度予算案に盛り込まれている。

5. その他の主な対策

（1）アナログ放送終了のリハーサル

アナログ放送の終了についての国民理解を促進するとともに、放送終了に当たっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするため、アナログ放送終了のリハーサルが石川県珠洲市で実施されている。珠洲市では第一次のリハーサルとして平成21年7月24日の午前10時から11時までの1時間、アナログ放送の停波が行われた。アナログ放送終了リハーサル（第1次）実施結果報告では、リハーサルの結果について「問題だ」という指摘は

極めて少なかったとされている。また、平成22年1月22日正午から24日正午までの2日間にわたる長時間休止も行われた。

さらに珠洲市では、全国に1年先駆け平成22年7月24日にアナログ停波の完全実施が行われる予定である。

(2) 公共施設のデジタル化

国及び地方公共団体の関係施設についても計画的に改修が取り組まれている。特に国民生活に密接に関連している学校、公民館、病院、社会福祉施設等の施設について、平成21年12月にデジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議で決定された「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2009」において、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすとして、各施設のデジタル化改修が完了するよう、所管省庁は、随時注意喚起を行うとともに、そのデジタル化改修状況について把握するよう求めている。

なお、公共施設のデジタル化については平成21年度第一次補正予算において、災害拠点病院、社会福祉施設、学校、官庁施設のデジタル化整備の予算が盛り込まれていたが、その多くが執行停止となっている。

6. まとめ

上記のように政府は完全デジタル化に向けて、様々な対策を講じている。しかし、各世帯の2台目以降も含めたデジタル受信機器の普及や共聴施設の改修などが順調に進むとは限らない。また、各世帯等のデジタル化対応が平成23年7月の期限近くに集中すると、ア

図表6 諸外国におけるデジタル化の状況

国名	開始時期	アナログ放送終了時期
英国	1998年9月	2008年～2012年に段階的に終了
米国	1998年11月	2009年6月12日(ハワイ州は2009年1月15日に終了) ※当初2006年末の予定。2006年2月に2009年2月17日までの延期を決定。2009年2月に再延期を決定
スウェーデン	1999年4月	2005年～2007年10月15日に段階的に終了
スペイン	2000年5月	2008年～2010年4月3日までに段階的に終了
オーストラリア	2001年1月	2013年末(都市部は2010年末)
フィンランド	2001年8月	2007年9月1日(全国一斉)
韓国	2001年10月	2012年末まで ※当初2010年末の予定だったが、2007年に延期を決定
ドイツ	2002年11月	2003年～2008年11月25日に段階的に終了
カナダ	2003年3月	2011年8月31日
オランダ	2003年4月	2006年12月11日
スイス	2003年8月	2006年7月～2008年2月25日に段階的に終了
イタリア	2003年12月	2012年末に段階的に終了 ※当初2006年末の予定だったが、2005年12月に2008年末に延期、さらに2007年10月に再延期を決定
フランス	2005年3月	2009年第4四半期～2011年11月末までに段階的に終了
中国	2008年1月	2015年までに終了予定
シンガポール	2008年2月	未定

は停波済みの国

(出所)総務省資料

ンテナ工事や共聴施設の改修工事におけるマンパワー不足やアナログ受信機器の大量廃棄・リサイクルに対する懸念も存在する。米国では、当初 2006 年末にアナログ放送停波を予定していたが、2006 年 2 月には 2009 年 2 月まで、さらに 2009 年 2 月には同年 6 月までの再延期を決定した。このように諸外国では、アナログ放送停波の延期をした例も見受けられる。しかし、延期は、サイマル放送¹⁰を続ける放送局の負担、老朽化したアナログ放送設備の故障による放送停止の危険性のほか、デジタル化により創出される周波数資源を活用した事業実施の遅れなど問題も多い。平成 23 年 7 月の期限が近づく中、デジタル放送への完全移行が円滑に実現するか、政府を始めとした関係者にとって最後の重大局面を迎えることになろう。

¹ 『地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査』（総務省）（平 21. 11. 6 公表）

² 平成 22 年度の事業費。一部を除き、国庫債務負担行為により複数年度にかけて歳出化するため、平成 22 年度予算額は約 245 億円。なお、すべて電波利用料財源（注 6 参照）。

³ 移動体向けマルチメディア放送は、携帯電話等の移動端末に向け、映像、音響の放送やデータ伝送等を行うとともに、放送された映像、データ等のダウンロードが可能で、音楽やゲームの配信等が行える。また、リアルタイム利用やダウンロード利用などの組合せにより、様々なサービス提供が期待されるもの。

⁴ ITS（高度道路交通システム：Intelligent Transport Systems）は情報通信技術を用い、人と道路と車両をネットワーク化し、交通事故、渋滞等の問題解決を図る新しい交通システムのこと。

⁵ 『「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」一部答申』（総務省情報通信審議会）（平 19. 6. 27）

⁶ 電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局の免許人等から徴収している金銭で、政府一般会計の中で特定財源化が図られている。また、その料額及び用途について電波法において法定されている。

⁷ 『共聴施設デジタル化緊急対策（第 2 次）』（総務省）（平 21. 12. 2 公表）

⁸ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法は平成 22 年 12 月 31 日に法の廃止期限が到来するが、今国会（第 174 回国会（平成 22 年常会））に廃止期限を延長する法案提出が予定されている。

⁹ 『地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けた行政の果たすべき役割 第 6 次中間答申』（総務省情報通信審議会）（平 21. 5. 25）29 頁

¹⁰ サイマル放送とは一つの放送局が異なる放送波で同一の内容を同時に放送すること。現在、地上テレビ放送は、デジタル放送とアナログ放送で同じ番組を放送するサイマル放送を実施している。